

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

また、連結財務諸表規則の改正により、当期における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成している。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,077,768百万円である。

(繰延資産の処理方法)

当期から改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日改正)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用している。

これに伴い、前期まで繰延資産としていた「社債発行差金」は、「社債」から控除している。また、前期まで繰延資産として計上した上で期中発生額を全額償却していた「社債発行費」は、支出時に「その他の営業外費用」として処理している。

この変更による損益に与える影響はない。

(役員賞与に関する会計基準)

当期から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用している。

この変更による損益に与える影響は軽微である。